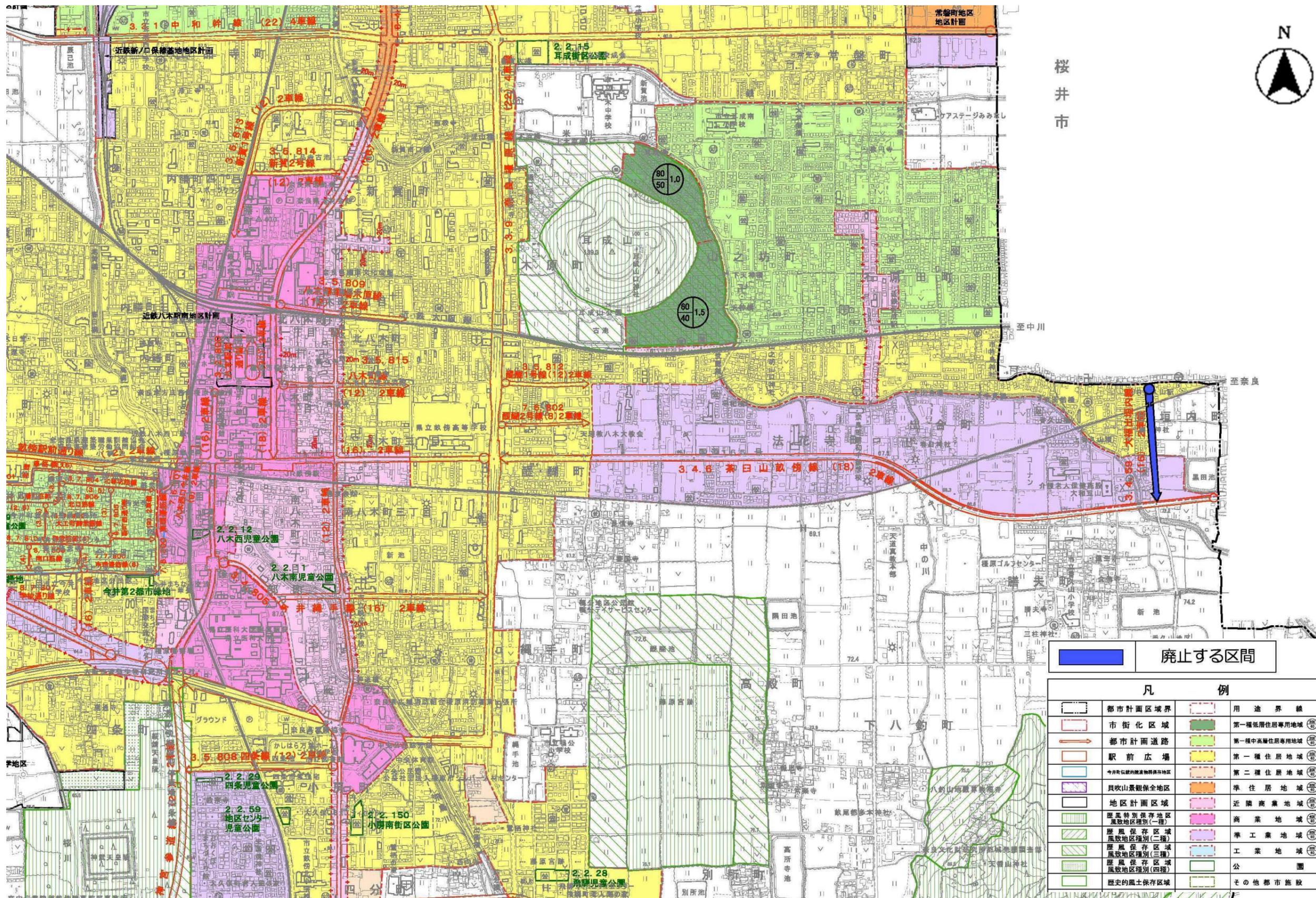


議案第3号

大和都市計画 道路の変更

総括図(1/10,000)(抜粋)



凡 例	
	都市計画区域界
	都市計画道路
	駅前広場
	地区計画区域
	歴史的風土保存区域
	用途界線
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	公園
	その他都市施設

大和都市計画道路の変更（橿原市決定）（案）

都市計画道路 3・4・59 大福出垣内線を3・4・59 大福西之宮線に名称を改め次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3・4・59	大福西之宮線 <small>だいふくにしのみやせき</small>	桜井市 <small>さくらいし</small> 大福 <small>おほあきだいふく</small>	桜井市 <small>さくらいし</small> 大福西之宮 <small>おほあきにしのみや</small>		約 1,100m	地表式	2車線	16m (16m~ 23m)	幹線街路と 平面交差2箇所 近鉄大阪線と 立体交差

『区域及び構造は計画図表示のとおり』

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 大福出垣内線の廃止理由書

1.路線の概要

都市計画道路 大福出垣内線は、起点を桜井市大字大福、終点を檀原市膳夫町とする標準幅員16m、延長は桜井市域約1100m、檀原市域約380m、合計約1480mの幹線街路であり、昭和41年3月に都市計画決定されている。平成15年には車線数明記の都市計画変更を行っている。

2.都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

檀原市では「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」をまちづくりの理念とし実現するため、「快適な生活を育むまち」を基本構想のひとつとして都市計画事業に取り組んでいる。都市計画道路においても、計画的、効率的に整備するため、事業の推進に努めてきた。しかしながら、現在と都市計画道路の計画当時では、社会・経済状況が大きく変化しているため、檀原市では平成28年3月に「都市計画道路の見直し」を策定した。

「都市計画道路の見直し」の判定において檀原市域に存する当該道路は、現道が都市計画道路として求められる機能の代替を果たしていることから「廃止」の判定に至った。ついでには、都市計画道路としての必要性が認められない為、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 大福出垣内線については以下の変更を行う。

- ・檀原市域区間【出垣内町～膳夫町（L＝約380m）】を廃止する。